

にいがたしょく ふくししゃく ちょうさ
 新潟市 障がい福祉施策に関するアンケート調査について

【アンケートへのご協力のお願い】

この調査は、障がいの有無にかかわらず、新潟市に住む誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生する社会の実現を目指し、障がいのある人の自立と社会参加の支援などを推進するためにどのようなことが必要かを調査するものです。この調査では、お名前をご記入いただくことはありません。さらに回答の内容は「全体として何パーセント」といったように統計的に処理したうえで、これから障がい福祉計画を策定するための基礎資料としてのみ活用いたします。この調査の趣旨をご理解いただき、ご協力ををお願いいたします。

なお、この調査では、身体障がい者手帳所持者・療育手帳所持者・精神障がい者保健福祉手帳所持者・新潟市発達障がい支援センター（JOIN）の利用者・特定医療費（指定難病）受給者証交付者の中から、無作為に抽出された（くじ引きと同じ方法で選ばれた）方やそのご家族の方などに、ご協力ををお願いしています。

れいわ ねん がつ にち
 令和5年8月7日
 にいがたしょく ふくしあん ふくしづく
 新潟市福祉部 障がい福祉課

【ご記入にあたっての注意事項】

1. 各質問は、封筒のあて名のご本人についておたずねしていますが、ご本人の

ご記入が難しい場合は、ご家族や介助者の方が、できる限りご本人のご意見

を聞いてご記入ください。

2. ご回答は、あてはまる選択肢に直接○印をご記入ください。

選択肢にあてはまる項目がなかった場合には、「その他」に○をつけて

()の中に具体的な答えをご記入ください。

また、質問によって○印をご記入いただく数を、あてはまるもの「ひとつ」

や「すべて」などと指定していますので、質問文をよく読んでお答えください。

3. 答えたくない質問については、ご回答いただかなくてもかまいません。

4. 調査票には、お名前やご住所・電話番号などは書かないでください。

お答えいただいた調査票は、同封の「アンケート回答提出用封筒」に入れ

て封をしたうえで、切手を貼らずに令和5年8月28日(月曜日)までに、

ポストにご投函ください。

このアンケート調査票に対するご質問は下記へお問合せください

新潟市 福祉部 障がい福祉課

電話 025-226-1237 FAX 025-223-1500

新潟市障がい福祉施策アンケート調査票

問1 この調査票はどなたが回答と記入をされますか。もっともあてはまるものにひとつだけ○をつけてください。

1. 自分自身が回答して記入
2. 自分自身が回答して家族や介助者が記入
3. 家族や介助者が回答して記入

問2 あなたの年齢を教えてください（令和5年8月1日現在）。

() 歳

問3 あなたの性別を教えてください。

1. 男
2. 女

問4 あなたの現在のお住まいの区はどこですか。

- | | | | |
|--------|-------|--------|--------|
| 1. 北区 | 2. 東区 | 3. 中央区 | 4. 江南区 |
| 5. 秋葉区 | 6. 南区 | 7. 西区 | 8. 西蒲区 |

問5 あなたの現在のお住まいは次のどれでしょうか。もっともあてはまるものにひとつだけ○をつけてください。

- | | |
|---------|------------------|
| 1. 持ち家 | 2. 民間賃貸住宅 |
| 3. 公営住宅 | 4. グループホーム |
| 5. 入所施設 | 6. その他（具体的に
） |

問6 あなたは将来、どのような場所で生活したいと思いますか。

以下のの中からもっともあてはまるものにひとつだけ○をつけてください。

- | | | |
|------------------|------------|---------|
| 1. 自宅 | 2. グループホーム | 3. 入所施設 |
| 4. その他（具体的に
） | | |

問7 あなたが現在一緒に住んでいる方はどなたですか。あてはまるものすべてに
まる〇をつけてください。

- | | |
|-----------|-----------------|
| 1. ひとり暮らし | 2. 配偶者 |
| 3. 父 | 4. 母 |
| 5. 祖父母 | 6. 子 |
| 7. 孫 | 8. 兄弟 |
| 9. 友人・知人 | 10. その他 (具体的に) |

問8 あなたは普段の生活で誰から介助・支援を受けていますか。あてはまるもの
すべてに〇をつけてください。

※介助・支援などの実態を把握するため、選択肢を細かく分けています。

- | | |
|-----------------|------------|
| 1. 介助・支援は受けていない | 2. 配偶者 |
| 3. 父 | 4. 母 |
| 5. 祖父母 | 6. 息子 |
| 7. 娘 | 8. 息子の配偶者 |
| 9. 娘の配偶者 | 10. 兄弟 |
| 11. 姉妹 | 12. 孫 |
| 13. 友人・知人 | 14. 施設職員 |
| 15. ホームヘルパー | 16. ボランティア |
| 17. その他 (具体的に) | |

問9 あなたがお持ちの手帳の種類と等級について教えてください。あてはまるものすべてに○をつけ、カッコ内の等級（程度）にも○をつけてください。

1. 身体障がい者手帳

視覚障がい（ 1級 2級 3級 4級 5級 6級）
 聴覚または平衡機能障がい（ 2級 3級 4級 5級 6級）
 音声・言語・そしゃく機能障がい（ 3級 4級）
 肢体不自由（ 1級 2級 3級 4級 5級 6級）
 内部障がい（ 1級 2級 3級 4級）

2. 療育手帳（A B）

3. 精神障がい者保健福祉手帳（ 1級 2級 3級）

4. 手帳は持っていない

問10 あなたが現在利用している福祉サービスは何ですか。以下のなかからあてはまるもののすべてに○をつけてください。

※各サービスの内容については、次のページをご覧ください。

1. 居宅介護

2. 重度訪問介護

3. 訪問入浴

4. 行動援護

5. 移動支援

6. 同行援護

7. 生活介護

8. 自立訓練

9. 地域活動支援センター

10. 就労継続支援

11. 就労移行支援

12. 就労定着支援

13. グループホーム
(共同生活援助)

14. 自立生活援助

15. 施設入所支援

16. 療養介護

17. 相談支援事業

18. 一時的に日中活動又は住まいの場を提供するサービス
(日中一時支援、短期入所)

19. 補装具費支給・日常生活用具給付

20. 意思疎通支援（手話通訳・要約筆記、盲ろう介助）

21. その他（具体的に

)

○居宅介護：自宅で入浴や排せつ、食事の介護や家事の援助などを行うサービス

○重度訪問介護：重い障がいがあり常に介護や見守り支援が必要な人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護や外出時の移動の介護などを行うサービス

○訪問入浴：重い身体障がいのある人を対象に、訪問により入浴の介護などを行うサービス

○行動援護：知的障がいや精神障がいにより行動が著しく困難な人に、行動するときに必要な支援や外出時の移動の介護などを行うサービス

○移動支援：屋外での移動が困難な人に、外出のための支援を行うサービス

○同行援護：視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、移動に必要な情報の提供や、移動の支援などを行うサービス

○生活介護：常に介護を必要とする人に、日中の入浴や排せつ、食事の介護などを行うサービス

○自立訓練：地域で自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービス

○地域活動支援センター：障がいのある人を対象に、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う施設

○就労継続支援：通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や就労に必要な知識の習得、能力の向上のために必要な訓練を行うサービス

○就労移行支援：通常の事業所で働くことを希望する人に、一定期間の支援計画に基づいて、就労に必要な知識の習得や能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、適性に応じた職場探しや就労後の職場への定着のために必要な支援を行うサービス

○就労定着支援：就労移行支援などの利用を経て通常の事業所で働いている人に、就労によって生じる日常生活や社会生活上の課題に対応する支援を行なうサービス

○グループホーム（共同生活援助）：共同生活を行う住居で、夜間や休日における日常生活上の援助や相談を行うサービス

○自立生活援助：障がい者支援施設やグループホームなどから地域での一人暮らしへの移行を希望する人に対して、定期的な居宅訪問や随時の対応により、自立した地域生活に向けた相談援助を行うサービス

○施設入所支援：入所施設で夜間などにおける入浴や排せつ、食事などの介護を行うサービス

○療養介護：常に医療と介護を必要とする人に、医療機関で、機能訓練や療養上の

管理、看護などを行うサービス

○相談支援事業：障がいのある人や介護する人の相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うとともに、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行なうサービス

○日中一時支援：自宅で介護する人が病気などの場合に、障がいのある人を、日中、施設で一時的に預かり介護するサービス

○短期入所：自宅で介護する人が病気などの理由で、短期間、施設などへ入所を必要とする人に、短期入所事業所で入浴や排せつ、食事の介護などの支援を行なうサービス

問11 新潟市の障がい福祉施策の中で、あなた自身がもっと良くしてほしいと思うことはありますか。以下のなかからあてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 1. 相談支援体制 | 2. 居住サービス |
| 3. 外出サービス | 4. 通所サービス |
| 5. 入所サービス | 6. 経済的負担の軽減 |
| 7. 雇用促進・就労支援 | 8. 意思疎通支援 |
| 9. スポーツ・文化・余暇活動 | 10. 障がい予防・早期発見・早期対応 |
| 11. 就学前療育 | 12. 学校教育 |
| 13. 放課後活動 | 14. 道路・交通・建物のバリアフリー |
| 15. 防災対策 | 16. ボランティア活動 |
| 17. 介助者へのサポート | 18. 障がい者の権利擁護 |
| 19. その他（具体的に |) |

問12 あなたは普段、平日の時間をおもにどのようにして過ごしていますか。
以下の中からもっともあてはまるものにひとつだけ○をつけてください。

1. 正規雇用の社員・職員として働く
2. パートやアルバイトなど、非正規雇用の社員・職員として働く
3. 自宅で収入のある仕事
4. 就労支援施設
5. 就労支援施設以外の施設
6. 自宅で家事手伝い
7. 教育機関で学ぶ
8. 職業訓練
9. 就職活動
10. その他（具体的に）
11. 1～10にあてはまるようなことは特にしていない

問13 あなたが得ている収入源は次のうちのどれでしょうか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 給与・賃金
2. 自営業等の事業収入
3. 家賃等の収入
4. 福祉施設の工賃
5. 年金・手当
6. 生活保護
7. 仕送り
8. その他（具体的に）

問14 あなたが今お住まいの地域で安心して生活していくために必要なことはありますか。もっともあてはまるものにひとつだけ○をつけてください。

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 1. ホームヘルパー | 2. ガイドヘルパー (外出時の支援) |
| 3. グループホーム | 4. 通所事業所 |
| 5. 気軽に通える場所 | 6. 短期入所 (ショートステイ) |
| 7. 困った時に相談できる場所 | 8. 働く場所 |
| 9. その他 (具体的に) | |



選んだ理由を教えてください。

問15 あなたは障がいを理由として偏見や差別・暮らしにくさを感じたり、いやな思いをしたりしたことがありますか。どちらかひとつに○をつけてください。

1. ある



具体的にどのような場面ですか。以下のなかからあてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 教育の場

2. スポーツの場

3. 雇用の場

4. 商業施設利用の場

5. 交通機関利用の場

6. その他 (具体的に)

)

問題16 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。

以下のなかからあてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|---------------|------------------|
| 1. 家族や親せき | 2. 友人・知人 |
| 3. 近所の人 | 4. 職場の上司や同僚 |
| 5. 施設の職員 | 6. ホームヘルパー |
| 7. 障がい者団体 | 8. かかりつけの医師や看護師 |
| 9. 病院のケースワーカー | 10. 介護保険のケアマネジャー |
| 11. 民生委員 | 12. 相談支援事業所 |
| 13. 相談していない | 14. 相談する相手がない |
| 15. その他（具体的に） | |

とい
問17 にいがたし しょう かた さべつ かいしょう たれ あんしん く
新潟市では、障がいのある方への差別が解消され、誰もが安心して暮らせる
きょうせいじしゃかい じつげん め ざ にいがたしじょう ひと ひと ども い
「共生社会」の実現を目指すため「新潟市障がいのある人もない人も共に生き
じょうれい へいせい ねん がつ にち しこう
るまちづくり条例」を平成28年4月1日に施行しました。

あなたはこの条例を知っていますか。どちらかひとつに〇をつけてください。

1. はい 2. いいえ

とい
問18 にいがたし いま しょう ふくし かん とりくみ まんぞくど てんまんてん
新潟市の今の障がい福祉に関する取組について、あなたの満足度を100点満点
であらわすと何点になるでしょうか。
なんてん

()

とい ふだん せいかつ こま りょう ふくし ふべん
問19 あなたが普段の生活で困っていることや利用している福祉サービスで不便に
かん きにゅう
感じていることがありましたら記入してください。

以上で質問は終わりです。最後に記入漏れなどがないか、もう一度ご確認ください。
ご協力ありがとうございました。

なお、お答えいただいた調査票は、同封の「アンケート回答提出用封筒」に入れて
封をしたうえで、切手を貼らずに令和5年8月28日（月曜日）までに、
ポストにご投函ください。